

年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について

1 年金記録の名寄せの前倒し

- (1) 「5000 万件」の記録とすべての方の記録との名寄せの前倒し
【20 年 5 月】→【19 年 12 月～20 年 3 月を目途】
- (2) 「1430 万件」・「36 万件」のマイクロフィルムのデータを磁気化し、すべての加入者のコンピュータの記録と名寄せ（あわせて結果の通知）【20 年 5 月までを目途】

2 すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）

- (1) 「5000 万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせの前倒し
 - ① 既に年金を受け取られている方：【20 年 6～8 月】
 - ② 今後年金を受け取る予定の方：【20 年 6 月～21 年 3 月】→【19 年 12 月～20 年 3 月を目途】
- (2) その他のすべての方へのお知らせ
 - ① 既に年金を受け取られている方：【20 年 9 月～21 年 3 月】→【20 年 4～5 月を目途】
 - ② 今後年金を受け取る予定の方：【35、45、58 歳通知で対応】
→ 全員へお知らせ【20 年 6～10 月を目途】

3 コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ【進捗状況を半年毎に公表】

- ① 社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録
 - ② 市町村が保有する国民年金の被保険者名簿の記録
 - ③ 社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録
- ※コンピュータへの転記が正確かどうかのサンプル調査を実施

4 「年金記録確認第三者委員会」（総務省）における記録確認

社会保険庁等に記録がなく、ご本人も領収書等がない事例について、個別に、ご本人の立場に立って、公正に判断。

5 相談体制の拡充

- ① すべての市町村において、社会保険労務士の協力も得て巡回相談を実施。【19 年 7 月中を目途に開始】
- ② 企業ごとの「年金相談窓口」の設置など、日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会の協力により、企業等における年金に関する相談機能を充実。【19 年 7 月以降随時】

6 新たな年金記録管理システムの構築

- ① 住民基本台帳ネットワークと連携し、住所異動、氏名変更、死亡といった変動が年金管理記録に反映される仕組みに転換。【23 年度中を目途】
- ② 1 人 1 枚の「社会保障カード」（仮称）を導入し、自宅においてもできる、常時、安全かつ迅速な年金記録の確認を実現。【23 年度中を目途】

7 「年金記録問題検証委員会」（総務省）による検証【19 年 7 月に中間発表】

年金記録問題発生の際緯、原因、責任の所在等について、徹底的に調査・検証。

8 「年金業務・社会保険庁監理委員会」（仮称）の設置（総務省）

年金記録問題への対応策の着実な実施及び社会保険庁の業務の適正かつ確実な執行を監理するため、社会保険庁からの報告の聴取及び評価、監視、調整等を常時実施。
【19 年 7 月中を目途に設置】